

利水ダム等における事前放流の更なる推進

- 令和2年の出水期から新たな運用を開始している事前放流の取組みを一級水系に加えて全国の二級水系にも展開することとしており、都道府県が事前放流に伴う損失補填を行う場合に特別交付税措置を講じる。
- 更に効率的・効果的に事前放流を実施できるよう、放流管の増設など利水ダムの施設改良等を推進するため、河川管理者が利水ダムの施設改良等を主体的に行う制度を創設する。
- 加えて、利水ダムを管理する民間事業者等が事前放流のために放流施設を整備した場合の固定資産税の特例措置を創設する。

損失補填（特別交付税措置）

○事前放流に伴う損失補填制度の拡充

- ・二級水系の管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を行う場合に、特別交付税措置（措置率0.8）を講じる（一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様）。

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担
一級水系	国土交通省	直轄・水資源機構が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填（国10/10）
		利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填（国10/10）
	国土交通省 （指定区間の管理を 都道府県が実施）	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填（国10/10）
		都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 （地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】
二級水系	都道府県	利水者が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 （地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】
	都道府県	都道府県が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 （地方10/10、現在は国の支援無し） →特別交付税（0.8）【拡充】

利水ダムの改造（河川管理者による整備）

○河川管理者による利水ダムの新たな施設整備制度の創設

- ・放流管の増設など、利水ダムの施設改良等を行うことで大きな洪水調節効果が期待できる場合に、河川管理者が主体的に利水ダムの施設改良等を行う制度を創設（原則、利水ダム管理者の費用負担なし）。

利水ダムの課題	対応例

利水ダムの改造（税制の特例措置）

○固定資産税を非課税とする特例措置の創設

- ・事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備する当該施設の治水に係わる部分の固定資産税を恒久的に非課税とする特例措置を創設。